

小型オゾン発生装置製造事業所登録および小型オゾン発生装置型式認定規程

第1条 目的 この規程は、特定非営利活動法人日本オゾン協会（以下「当協会」という）が小型オゾン発生装置製造事業所登録および小型オゾン発生装置型式の認定に関し必要な事項を定めることにより、安全で一定の水準以上のオゾン発生装置を社会に供給することを目的とする。

第2条 対象オゾン発生量 オゾン発生量の範囲は10 g / h 未満を対象とし、2g/h を越え10g/h 未満をクラス A、0.2g/h を超え2g/h 以下をクラス B、0.2g/h 以下をクラス C とする。

第3条以降は主にクラス A を対象としたもので、クラス B、クラス C の装置については必ずしも全項目を満たすことが必須条件ではなく、個々の審査ケースで必要不可欠の項目にのみ絞られることがある。

第3条 オゾン発生装置 この規程において「オゾン発生装置」とは、次の(1),(2),(3)号に掲げる装置をいう。

- (1) 空気または酸素（酸素富化空気を含む）等を原料とし、無声放電、沿面放電、および紫外線照射の原理によりオゾンを製造する装置。
- (2) オゾン発生装置は次の機器から構成されているものとする。
 - イ コンプレッサー、ブロアー等の原料ガス供給装置
（ボンベ等、別系統から供給される場合は含まれない）
 - ロ 原料ガス除湿・乾燥装置
（原料ガスの除湿・乾燥を必要としない場合は含まれない）
 - ハ 酸素富化装置
（酸素富化を必要としない場合は含まれない）
 - ニ オゾン発生器
（放電部が収納されている缶体等）
 - ホ 冷却装置
（特に冷却を必要としない場合は含まれない）
 - ハ 電源装置
（高電圧発生回路を含む）
- (3) 電気分解型装置は、上記内容と異なるが本登録・認定の対象方式に含むものとする。

第4条 事業所登録認定等 当協会会長（以下「当協会長」という）は、オゾン発生装置の製造またはこれに準ずる事業を行う事業所（以下「当該事業所」という。）の代表者の申請に基づき、当該事業所が次項に定める事項について第5条に規定する基準に適合する旨の登録認定を行うことができる。

2 前項の認定（以下「登録認定」という。）を受けようとするときは、別に定める登録認定審査料を添えて、次の(1)～(4)号に掲げる事項を記載した申請書（様式1、以下「登録申請書」という）を当協会長に提出するものとする。

- (1) 登録申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称、当該事業所の代表者の氏名および所在地。）
- (2) 企業の状態

- (3) 品質管理体制
- (4) 設備等
- 3 第2条(2)号に掲げる構成機器が当該事業所で直接製造されていない場合であっても、当該構成機器が当該事業所の管理体制の下で製造または受け入れられていると認められる場合は、当該構成機器を製造する事業所も当該事業所に包含されるものとする。
- 4 登録申請書の様式は様式1に定めるとおりとする。
- 5 登録申請料は、本規程の細則に定める。

第5条 事業所登録基準 登録認定の基準は次のとおりとする。

1 企業の状態

(1) 企業の概況

- イ 専門技術者が当該事業所に在籍していること。
- ロ 必要な有資格者が当該事業所に在籍していること。
- ハ 日本オゾン協会の各種会議（研究講演会、安全講習会、シンポジウム等）等で定期的に安全に関する情報を得ていること。

(2) オゾン発生装置の納入実績

原則として、過去3年間の製造および納入実績があること。

(3) アフターサービスおよびクレーム処理体制が確立されていること。

2 品質管理体制

(1) 品質管理組織

- イ 品質管理に関する全体組織が確立していること。
- ロ 品質管理の責任者が決められていること。

(2) 生産工程管理体制

- イ 規格、図面等の管理体制が確立していること。
- ロ 工程毎の管理基準が確立していること。
- ハ 設備の保全管理体制が確立していること。

(3) 受け入れ検査、工程検査および完成品検査体制

- イ 検査および判定基準が確立していること。
- ロ 測定器、ゲージ類の精度管理体制が確立していること。
- ハ 品質情報のフィードバック体制が確立していること。
- ニ 納入品に対する取扱い説明書等ドキュメント類が完備していること。

3 設備等

(1) 運転設備

次に掲げる設備があること。

- イ 排オゾン分解設備

(2) 試験設備

次に掲げる適切な仕様の機器があること。

- イ オゾン濃度計またはオゾン濃度分析器具、試薬
- ロ 電流測定用器具
- ハ 高電圧測定用器具

- ニ 電力計
- ホ 各種温度計
- ヘ 湿度計
- ト 露点計（望ましい）
- チ 圧力計
- リ 流量計
- ヌ 絶縁抵抗計
- ル 耐圧、漏れ試験装置（望ましい）
- オ 静電容量測定器具（望ましい）

第6条 事業所登録認定審査 登録認定審査は、当協会長が指名する委員長および若干の委員で構成される登録認定審査委員会で行う。

- 2 登録認定審査委員会における審査は、登録申請書に基づいて行うが、必要に応じて聞き取りまたは実地調査するものとする。
- 3 登録認定審査委員長は審査結果を当協会運営委員会（以下「運営委員会」という）に報告し、運営委員会で登録認定の適否を承認するものとする
- 4 登録認定審査委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第7条 事業所登録認定の有効期限 事業所の登録認定は、登録認定の日から起算して3年を経過した日の属する事業年度の末日（3月31日）（以下「有効期限」という）までその効力を有する。

- 2 継続して登録認定を受けようとする者は登録認定書を添付した登録申請書と再登録審査料を添えて、少なくとも有効期限の3ヶ月以上前に再登録の申請を行わなければならない。
- 3 再登録審査料は、本規程の細則に定める。

第8条 事業所登録認定書の交付等 当協会長は、認定を受けた者に対し、認定を受けた者の氏名、有効期限等必要な事項を記載した認定書および、認定証を交付するものとする。

- 2 登録認定書の交付受理に当たって、申請者は別に定める登録認定料を本協会に支払うものとする。
- 3 登録認定書の様式および登録認定料は本規程の細則に定める。

第9条 変更の届出等 登録認定を受けた当該事業所は、第4条第2項の事項に変更が生じた場合、変更の内容を明らかにする変更届出書（様式1）を当協会長に届出なければならない。

- 2 当協会長は、前項の変更届出書が提出された場合にあっては、必要に応じて第5条に準じて審査を行い、認定書の書換えを行うものとする。

第10条 廃止の届出等 登録認定を受けた当該事業所は、登録認定を受けた当該事業所を休止または廃止する場合、必要な事項を記載した休止または廃止届出書を当協会長に提出しなければならない。

第11条 報告および調査 登録認定審査委員長は、登録認定後に必要があると認めるときは、登録認定を受けた当該事業所に対し、資料の提出を求め、または登録認定を受けた当該事業所の承諾を得て当該事業所の調査を行なうことができ、調査にあたっては、当該事業所は調査に協力しなければならない。

第 12 条 認定の取消し 当協会長は、登録認定を受けた当該事業所が登録認定の取消しを申請したときは、登録認定を取り消すものとする。

2 当協会長は、登録認定を受けた当該事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録認定審査委員会の報告を受けて、登録認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段で登録認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 第 11 条の規定により当協会長が求めた資料の提出を怠り、または登録認定を受けた当該事業所の調査を承諾しなかったとき。
- (3) 登録認定を受けた当該事業所が第 5 条に規定する基準に適合しなくなったとき。

3 当協会長は、前記各項の規定により登録認定を取り消すときは、当該事業所に対し理由を付して通知するものとする。

4 取消しを受けた当該事業所は、認定書および認定証を返却するものとする。

第 13 条 事業所登録認定の公表 当協会長は、登録認定を行ったとき、登録認定を受けた当該事業所の代表者氏名、登録認定を受けた当該事業所の名称および所在地、認定の有効期限その他必要な事項を当協会が発行する刊行物で公表するものとする。これらについて変更があったときも同様とする。

2 前条第 1 項又は 2 項の規定により登録認定を取り消したときは、その旨を当協会刊行物で公表するものとする。

第 14 条 製品型式認定審査 当協会長は、登録認定された当該事業所（以下「認定事業所」という。）が製造または供給するオゾン発生装置に対して、認定事業所の代表者による申請に基づき、第 15 条に定める規格認定基準に適合する旨の型式認定を行うことができる。

2 前項の認定（以下「型式認定」という）を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（様式 2、以下「規格認定申請書」という）および装置に関するカタログまたは説明資料を当協会長に提出するものとする。

- (1) オゾン発生装置表示項目
 - イ 製造者名
 - ロ 型式及び装置仕様
- (2) 原料ガス供給装置の類別および技術データ
 - イ 原料ガスの種類
 - ロ 原料ガス供給方式（ブロー等）の類別
 - ハ 原料ガス酸素濃度（単位：重量%または容量%）
- (3) 原料ガス除湿・乾燥装置を持つ場合の類別および技術データ
 - イ 除湿・乾燥方式（吸着方式等）
 - ロ 除湿・乾燥後の原料ガス露点（単位：℃）
 - ハ オゾン発生器への供給圧力（単位：Pa）
- (4) オゾン発生器の類別および技術データ
 - イ オゾン発生方式（放電（無声放電または沿面放電）/ 紫外線照射 / 電気分解方式などの類別）
 - ロ オゾン発生器電極の形状（円筒型等の類別）
 - ハ オゾン発生器印加電圧（単位：kVpp（ピークからピークまでの値））
 - ニ 電力変換装置定格出力周波数（単位：Hz）
 - ホ 定格オゾン濃度（例えば、vol. ppm、g/Nm³、mg/l）

- へ オゾン発生量 (g/h)
 - ト 空気原料ガスの場合、NO_xの発生量 (例えば、vol. ppm、[NO_x]/[O₃]) (記入が望ましい)
 - (5) 主要材質
 - イ オゾン化ガス系
 - (6) 安全対策、安全装置の有無および測定機器
 - イ 原料ガス供給装置および原料ガス除湿・乾燥装置
 - ロ オゾン発生器
 - ハ 低または高電圧側での電流漏洩およびオゾン漏洩時等、異常時のオゾン発生装置の停止手段
 - (7) 測定機器類の測定原理および仕様
 - イ オゾン濃度計またはオゾン濃度分析器具、試薬
 - ロ 電流測定用器具
 - ハ 高電圧測定用器具
 - ニ 電力計
 - ホ 各種温度計
 - へ 湿度計
 - ト 露点計 (望ましい)
 - チ 圧力計
 - リ 流量計
 - ヌ 絶縁抵抗計
 - ル 耐圧、漏れ試験装置 (望ましい)
 - オ 静電容量測定器具 (望ましい)
 - (8) オゾン含有ガス中のオゾン量計算法
 - イ オゾン濃度
 - ロ オゾン発生量
- 3 規格認定申請書の様式は別に定める。

第15条 製品型式認定基準 型式認定の基準は次のとおりとする。

- (1) オゾン発生装置表示項目

第14条第2項(1)号に記載されているオゾン発生装置表示項目
- (2) 準拠すべき関連法規・規定および基準は以下のとおりとする。
 - イ 環境基本法
 - ロ 大気汚染防止法
 - ハ 騒音規制法
 - ニ 労働安全衛生法
 - ホ 高圧ガス取締法
 - へ 電気用品安全法
 - ト 振動規制法
 - チ 消防法
 - リ 日本工業規格 (J I S)
 - ヌ 日本電機工業会標準規格 (J E C)

- 2 第2条に掲げられているオゾン発生装置の構成機器は次に掲げる基準に適合しなければならない。
- (1) 原料ガス供給装置および原料ガス除湿・乾燥装置 (第2条(2)号)
- イ 装置の設置に当っては振動規制法、騒音規制法に配慮したものでなければならない。
 - ロ 酸素原料にあつては酸素取扱い時の安全が講じられていなければならない。
 - ハ 使用するガスの組成、温度に対して適切な材料が用いられていなければならない。
 - ニ 電動機、コンプレッサー、加熱器には適切な安全措置が講じられていなければならない。
- (2) オゾン発生装置 (第2条(2)号)
- イ 原料ガスおよびオゾン化ガスは、特別に排出を考慮された装置以外から、機器内外を問わず漏洩があつてはならない。
 - ロ オゾン化ガスと接触する部分の材料はオゾンに対する耐食性を充分考慮したものでなければならない。
 - ハ オゾン発生器からのオゾン化ガス漏洩を防止するために、圧力調整装置、圧力スイッチ、安全弁等を設け圧力の上昇を防止する措置が講じられるのが望ましい。
 - ニ 機器の耐圧検査は J I S B 8 2 7 0 を適用するものとし、水圧試験にあつては最大使用圧力の 1.5 倍、気圧試験にあつては 1.25 倍の圧力を 10 分以上保持し、局所的な膨らみまたは伸び、漏れ等の異常が無いことを確認しなければならない。配管についても上記耐圧検査に準じるものとする。
 - ホ 電路にはヒューズ、遮断器等の安全措置が講じられていなければならない。
- (3) 電源
- イ 電気用品安全法を遵守したものでなければならない。
 - ロ 高電圧部はカバー等による接近の防止処置、または収納した外箱の確実な接地等を実施するとともに、充電部と電位を異にする部分と身体が接触し、または接近することによる感電の危険が生じるものであつてはならない。
 - ハ 機器の耐電圧試験は電気用品安全法または J E M 1 0 2 1 を適用するものとし、所定の試験電圧を所定時間印加中に、電圧の異常な変動、放電、閃絡等の異常があつてはならない。
 - ニ 機器の鉄台および金属性外箱には使用電圧および容量に応じて、適切な接地工事を施さなければならない。

第 16 条 製品型式認定審査等 型式認定審査は当協会長が指名する型式認定審査委員長および若干の委員で構成される型式認定審査委員会で審査する。

- 2 型式認定審査委員会における審査は、型式認定申請書および提出資料に基づいて行うが、必要に応じて聞き取り、必要資料の提出を求めまたは実地調査をするものとする。
- 3 型式認定審査委員長は審査結果を運営委員会に報告し、運営委員会で型式認定の適否の承認を受けるものとする。
- 4 型式認定委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。
- 5 型式認定は個々の型式におけるオゾン発生装置に対して行うものとする。申請者が以前に規格認定されたものに対し変更が生じたものについては、別に定めるオゾン発生装置略式規格認定申請書 (様式 3) により審査するものとする。

第 17 条 規格認定証票の発行等 本協会長は、型式認定を受けたオゾン発生装置に対して規格認定証票を発行する。

- 2 規格認定証票は型式認定を受けたオゾン発生装置の適当な場所に貼り付けるものとする。
- 3 規格認定証票の発行に当って、別に定める型式認定料を本協会に支払うものとする。
- 4 規格認定証票の様式及び型式認定料は、本規程の細則に定める。
- 5 規格認定証票の適用範囲は日本国内とする。

第 18 条 納入実績表 型式認定を受けた認定事業所は、当協会の事業年度の末日（3月31日）までに、当該年度の認定証票番号に係る納入実績調査表（様式4）を送付しなければならない。

第 19 条 PL法との関係 本規程による認定は「製造物責任法」（PL法）に規定する製造上の責任について当協会が保証するものではない。製造上の責任は個々の製造者が負うものとする。

第 20 条 規定の改定 本規程の改定は運営委員会で審議承認し理事会に報告する。

第 21 条 施行 本規程は平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

添 付

オゾン発生装置製造事業所登録申請書	(様式 1)
オゾン発生装置型式認定申請書	(様式 2)
オゾン発生装置略式型式認定申請書	(様式 3)
オゾン発生装置納入実績調査票	(様式 4)